

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

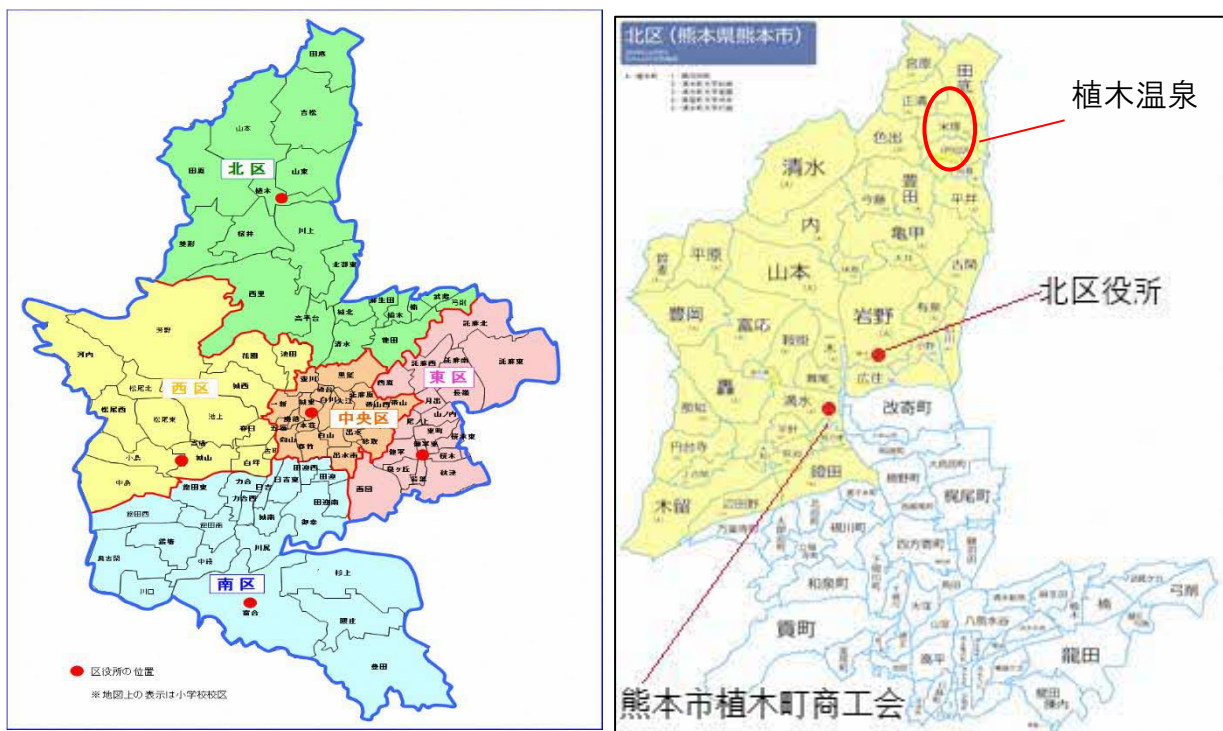
○熊本市植木町商工会地区の立地

当会が対象とする植木地区は、平成 22 年 3 月 23 日に熊本市に編入され、平成 24 年 4 月に政令指定都市に移行した熊本市の 5 つの区（東区、中央区、西区、南区、北区）の中で最も面積が大きい北区に位置し、植木町は北区総面積の約半分を占めており、人口は約 28,000 人である。（図表 - 1）

当地域は国道 3 号線等の主要幹線道路が走り、高速道路植木 IC などのインフラも整備されたことで、商業施設や医療機関、学校や福祉施設も多く建設される一方、第一次産業の就業者が最も多い植木町は、農業が盛んな町であり、特に植木すいかは日本有数の生産量を誇っている。

区域内には「植木工業団地」や「今藤工業団地」があり工業も盛んである。

また、自然にも恵まれ、西南戦争等の歴史や様々な伝統文化が息づいており、地域資源である植木温泉は県内外からの観光客も多く、「食」「自然」「歴史」「文化」「温泉地」に恵まれた暮らしやすい町である。



(図表—1)

1. 地域の災害リスク

○洪水（ハザードマップ）

植木地区は菊池川水系の合志川の水位に注意が必要となる。熊本市北区役所や商工会が位置する植木町岩野、滴水地区の中心地は洪水による被害はないとされているが、植木温泉が存在する植木町米塚、田底地区の合志川に近い地域のほとんどで、水位が 3.0m 以上 5.0m 未満の地区になる。一部地区では水位が 5.0m 以上 10.0m 未満となり、この地区は合志川低地と呼ばれ、主な地質である火山灰は軽く粘性に乏しいため、雨水による浸食を受けやすく、洪水後の後かたづけにも大きな影響を与えることが予想される。

（平成 24 年 7 月九州北部豪雨において、多くの旅館が床上浸水等の被害を受けた。）



- 5.0m以上10.0m未満
- 3.0m以上5.0m未満
- 0.5m以上3.0m未満
- 0.5m未満

合志川沿いには農地だけでなく、植木温泉旅館や民家も多く建っている。九州北部豪雨では、米塚地区、植木温泉で家屋が浸水する等の被害があった。

○土砂災害（ハザードマップ）

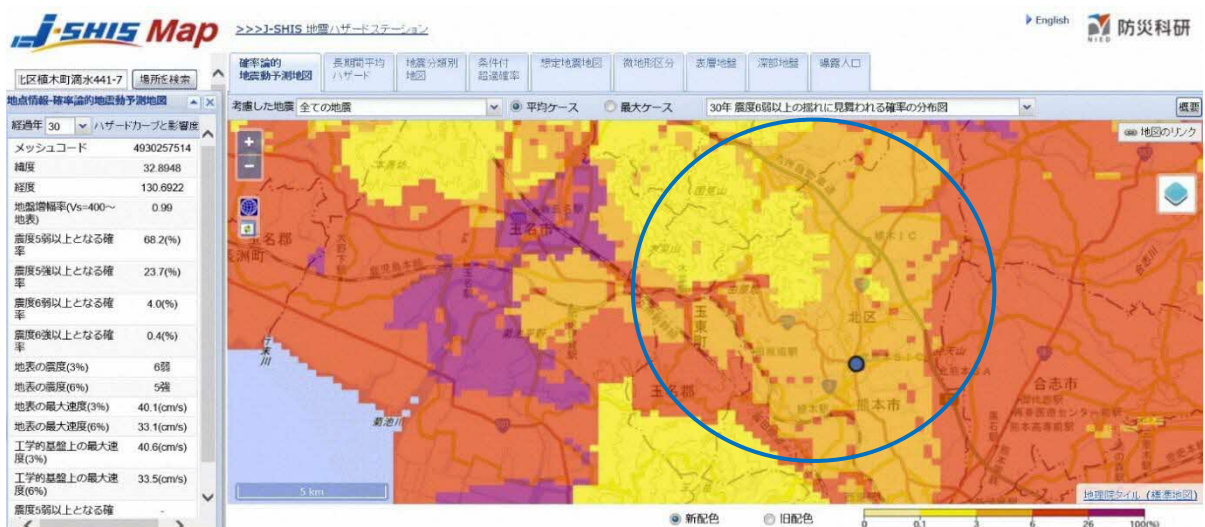
当市のハザードマップによると一時的な豪雨による土砂被害は合志川沿いだけではなく、町内の高台や傾斜が多い地区の数十カ所で想定される。



- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

○地震（J - SHIS）

今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が4.0%（J-SHIS地図参照）と予想されている。当該地震による津波の被害は想定されていない。



※●が熊本市植木町商工会 ○ 植木町商工会地区

例年、年に数回台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害が想定される。近年は、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向であるほか、ピークを過ぎた10月に上陸することもある。

新型インフルエンザは、１０年から４０年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように新型の感染症については、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

・商工業者等数 1, 0 3 3 人 (令和2年(2020年)4月1日現在)
・小規模事業者数 9 5 5 人 (")

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	2 6 7	2 5 3	幹線道路や市街地に多い
宿泊・飲食業	9 4	9 0	幹線道路や植木温泉に多い
サービス業	3 4 7	3 2 1	幹線道路や市街地に多い
製造業	8 4	6 7	全域に分散
建設業	2 1 2	1 9 8	全域に分散
その他	2 9	2 6	全域に分散
合計	1, 0 3 3	9 5 5	

・地震ハザードマップ作成	平成23年（2011年）3月作成
・防災訓練の実施	平成29年（2017年）4月から毎年4月に実施
・地域防災計画の業務継続計画策定	平成30年（2018年）5月改定
・統合型ハザードマップ作成	令和2年（2020年）4月作成
・防災備品の備蓄（備蓄食料22万食、1日分）	

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・巡回訪問時に小規模事業者への関係資料の配布・周知をはじめ、広告媒体である当会会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信等
- ・防災備品を備蓄
- ・熊本県火災共済協同組合（くまもと共済）と連携した損害保険への加入促進
- ・当会BCPの策定

II 課題

(1) 事業者BCP（又は事業継続力強化計画）策定の課題

管内事業者のBCP策定状況について、マンパワーが不足しており調査等は実施していない為、正確な策定状況は把握できていない。しかし、経営相談や巡回指導からBCPを策定している事業者は極めて少ないと思われる。

よって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は「普及・啓発段階」にあり、事業者独自の策定の動きや、これらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが現状である。しかし、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症により事業継続リスクへの関心が非常に高まっており、管内事業者への更なる普及が求められている。

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドライン等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、小規模事業者向けのBCP策定ツールが早急に必要である。

また、市と商工会、商工会連合会、専門家（有識者）、損害保険会社との連携による取組強化への必要性が高まっている。

【参考】帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する九州企業の意識調査（2020年）」
（令和2年（2020年）5月調査、有効回答企業数903社）

① 『策定している企業』について

「大企業」 （21. 1%）

「中小企業」 （9. 7%）

「小規模企業」 （6. 0%）

小規模企業の策定割合は低い。

② 「（策定していない企業へ質問）BCPを策定していない理由」について

1位「策定に必要なスキル・ノウハウがない」（42. 7%）

2位「書類作りで終わってしまい、実践的に使える計画にすることが難しい」（26. 6%）

3位「策定する人材を確保できない」（25. 5%）

③ 「（策定意向ありの企業へ質問）事業の継続が困難になると想定しているリスク」について

1位「感染症」（68. 4%）※新型コロナウイルス感染症で大幅に高まった。

2位「自然災害」（66. 1%）

3位「取引先の倒産」（35. 5%）

(2) 当会のBCP策定の課題

商工会BCPを作成しており緊急時の取組について対応をまとめている。しかし、当会と当市における協力体制についての具体的な体制やマニュアル等は策定していない。

(3) 支援人材（経営指導員等）の課題

平成24年九州北部豪雨、平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症等の未曾有の災害及び感染症による危機を経験したことで、緊急時の対応を推進・施行するノウハウを持った経営指導員等は現在在籍している。

しかし、ノウハウの共有化や平時の対応については十分とはいえない。支援者側の事業者BCP策定に関する支援スキルの向上や、専門知識やノウハウを持つ専門家（有識者）や損害保険会社等との連携も十分とはいえないのが現状である。また、経営指導員等はリスク対策として保険・共済の必要性について助言にあたっているものの、事業者BCPを策定していない為、リスクファイナンスにおける保険・共済の重要性を事業者へ認識させるまでは至っていない。

支援人材（経営指導員等）のBCP支援力の向上及び組織内でノウハウの共有化、専門家や損害保険会社等との連携を取る事が必須である。

(4) 感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいる事業所はほとんどないと思われる。よって、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗い・うがいの徹底、体調不良者を出社させない仕組みの作成や、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、事業所のリスクファイナンス対策として保険加入の必要性について、周知することなどが必要である。

III 目標

1. 定性目標

(1) BCP策定の必要性の周知強化

当会及び当市により、地区内小規模事業者に対し広報誌やメルマガ等による普及・啓発を行い、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) 事業継続力強化計画セミナーの開催

地区内小規模事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年1回実施する。開催通知は、郵送及び当会ホームページ、Facebook、Instagramにて情報発信を行う。

(3) 策定後フォローアップの実施

事業所が策定した事業継続計画や事業継続力強化計画の取組状況の確認や、必要に応じて専門家を派遣し見直し及び修正を行い、従業員・関係者にも周知を行うフォローアップの実行支援を行う。

(4) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。

(5) 感染症等発生における連携体制の構築

「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と各段階の状況に応じて速やかに感染拡大防止措置を実行できるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

2. 定量目標

熊本市植木町商工会	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	合計
①「普及・啓発」 広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
②小規模事業者BCP 策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
③小規模事業者BCP 策定件数	3件	3件	3件	3件	3件	15件
④策定後翌年 フォローアップ	—	3件	3件	3件	3件	12件
⑤職員向けBCP 策定支援研修参加	1回	1回	1回	1回	1回	5回

BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

策定後フォローアップは翌年度に1回／者を目標とする。

5年間で15社の策定が実現すれば管内小規模事業者955者の策定割合を約1.5%引き上げが可能である。

熊本市	目的	目標	
① 普及・周知	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ発信	複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定支援を行う	セミナーの開催	年１回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和3年(2021年)10月1日～令和8年(2026年)3月31日)

- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画を基に役割分担、実施体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱する事なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

地区内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、損害保険会社と連携し、BCP策定セミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。

① 広報等による啓発活動

会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回で地区内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認する事によって、いざという時の備えなどを含めた防災に対しての危機意識を高める。また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対して防災サイトのQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこで、リスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

・ BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

・ BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

自社のリスク診断のほか、専門家(有識者)により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定セミナーを実施する。

- ・ **個別策定支援事業（小規模事業者向け）**

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための具体的な対策を提案する。

- ⑤ **感染症対策に関する支援**

- ・ 感染症は、いつどこでも発症する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、間違った情報に惑わされることなく、冷静に対応していく事を周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。（<https://corona.go.jp/prevention>）
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

- 2) **商工会自身の事業継続計画の作成**

- ・ 近年、大規模自然災害が多発しているため、当会における事業継続計画を作成（別添）。今後3年サイクルで計画更新を行う。

- 3) **関係団体等との連携**

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。事業継続の取組に精通する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- 4) **フォローアップ**

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

- 5) **当該計画に係る訓練の実施**

- ・ 当会は市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、次の手順で区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- 1) **応急対策の実施可否の確認**

- ・ 発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。（全国商工会連合会が提供する安否確認システムやSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。）
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、商工会館の消毒、職員のマスク着用及び手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 当市又は当会の職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

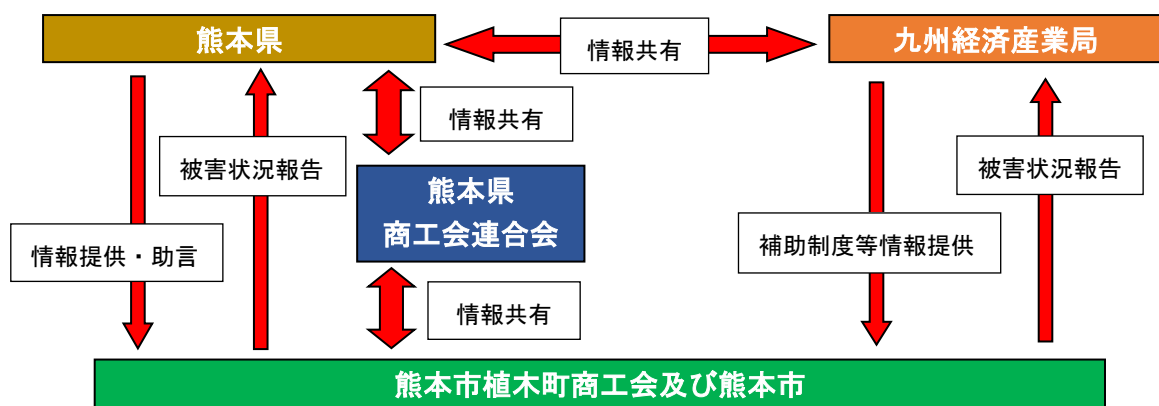
- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1ヵ月	2日に1回共有する
1ヵ月以降	週に1回共有する

- ・ 感染症流行の場合、当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発災時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決定する。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（総合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてはあらかじめ確認する。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、熊本県商工会連合会、熊本県商工振興金融課あてメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

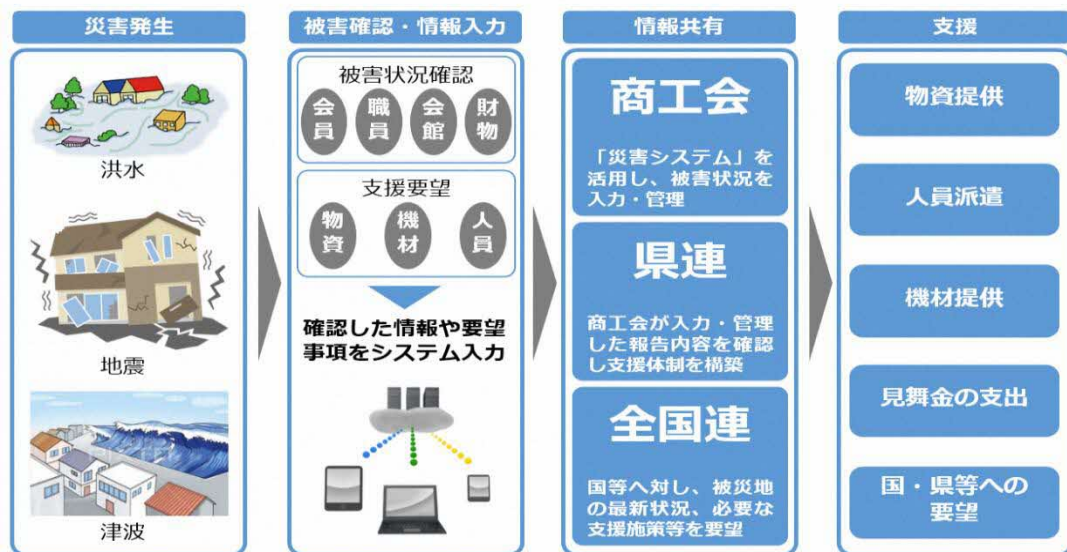


＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（当会は国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）
 - ・安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
 - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ツールとして、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用する。

本システムの全体イメージ

商工会職員が確認した被災状況を携帯端末等でその場で入力し、速やかに商工会組織全体で共有することにより、迅速な支援につなげることが可能となります。



- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・当会ホームページ、Facebook、Instagramを活用した情報発信を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけで対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県や熊本県商工会連合会等に相談し、相談体制の維持を行う。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助・助成制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制							
(令和7年(2025年)4月1日現在)							
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)							
熊本県 商工会連合会 法定経営指導員 連携 連絡 熊本市 植木町商工会 経営指導員 連携 連絡調整 熊本市 経済政策課 連携 確認 熊本市 危機管理 防災部							
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制							
①当該経営指導員の氏名、連絡先							
<table><tr><th>氏 名</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>佐藤 孝一(熊本市植木町商工会)</td><td>後述(3)①参照</td></tr><tr><td>甲斐 武史(熊本県商工会連合会)</td><td>後述(3)②参照</td></tr></table>		氏 名	連絡先	佐藤 孝一(熊本市植木町商工会)	後述(3)①参照	甲斐 武史(熊本県商工会連合会)	後述(3)②参照
氏 名	連絡先						
佐藤 孝一(熊本市植木町商工会)	後述(3)①参照						
甲斐 武史(熊本県商工会連合会)	後述(3)②参照						
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)							
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う							
・本計画の具体的な取組の企画や実行							
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回)							
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先							
①熊本市植木町商工会							
〒861-0132 熊本市北区植木町植木486							
TEL: 096-272-0236 / FAX 096-273-3243							
E-mail: ueki@kumashoko.or.jp							
②熊本県商工会連合会							
〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階							
電話: 096-325-5161 / FAX: 096-325-7640							
E-mail: info@kumashoko.or.jp							
③熊本市経済産業局 産業部 経済政策課							
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号							
TEL: 096-328-2950 / FAX 096-324-7004							
E-mail: keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp							
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する							

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
収入；熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等
※専門家派遣は、熊本県商工会連合会の専門家派遣制度や連携損害保険会社等を活用し実施する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等